

第11回千葉県スキー連盟 北海道スノーツアー企画  
「千葉の国から2020六出」は、  
以下の着実な感染防止対策を講じる事を前提に募集・催行させていただきます。

### ～GoToトラベルのご利用に当たっての遵守事項～

※Go To トラベル事業の利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします。

- ・Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。
- ・お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の皆様への感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。

1. 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は接触確認アプリのご利用をお願いします。
2. 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。
3. 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっております。また、本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施しますので、免許証などの書類を持参してください。  
(※別紙参照)。お忘れの場合、後日送付いただくなど宿泊施設等の指示に従ってください。旅行者の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もございます。
4. 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機いただいて、保健所の指示を仰ぐこととなります。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従ってください。
5. 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切なお旅行をお願いします。

-----  
・お客様ご自身での給付金申請の必要はございません。

・毎朝の検温等の体温チェック  
→バス乗車時に毎朝確認します。

・新しい旅のエチケットの遵守  
→最終案内発送時に最新の感染予防対策情報を資料配布します。

・宿泊施設での3密回避及び本人確認（免許証などの書類）  
→本人確認の書類を必ずご持参いただく。施設では施設の指示に必ず従う

・検温時37.5度以上の発熱がある場合は、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐ。  
→本ツアーでは、毎朝のバス乗車時となっているため、宿泊施設にて待機し保健所の指示を仰ぐ。  
その際にかかる費用に関しましては、すべてお客様ご負担となります。  
(宿泊延期・航空便変更など)

・高齢者の団体旅行実施に際し「着実な感染予防対策」  
→バスの座席制限、懇親会中止  
-----

# 「新しい旅のエチケット」

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

## 新しい旅の エチケット

感染リスクを避けて  
安心して楽しい旅行



旅先の状況確認、  
忘れずに。



マスク着け、  
私も安心、周りも安心。



楽しくも、車内のおしゃべり  
控えめに。



混んでたら、  
今はやめて、後からゆっくり。



旅 ゆけば、  
何はともあれ、  
手洗い・消毒。



おみやげは、あれこれ  
触らず目で選ぼう。



毎朝の健康チェックは、  
おしゃれな旅の身だしなみ。



こまめに換気、  
フレッシュ外気は  
旅のごちそう。



間あけ、ゆったり並べば、  
気持ちもゆったり。  
周りも安心。



おしゃべりを  
ほどほどにして、  
味わうグルメ。



握手より、  
笑顔で会釈の  
旅美人。

## 本人確認に必要な書類

○ 1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、  
特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、  
障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等

○ ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は

①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、

本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

○ 今後、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり、旅行者への居住地確認が求められることがある

○ 書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することとする